

COLUMN

2023.02.22 税務情報

法人に関する2023年税制改正のポイント

Actus Newsletter 税制改正

執筆者：アクタス税理士法人

※アクタス税理士法人についての情報は、本ページの最後にてご確認ください。

令和5年度の税制改正においては、経済産業省主導による経済対策としての税制措置が盛り込まれています。

今回は「スタートアップ・エコシステムの抜本強化」をテーマに、エンジェル税制、オープンイノベーション促進税制、ストックオプション税制の見直し等が行われています。全体としては、若年層の資産形成・資産移転を図るためのNISA拡充、生前贈与制度の見直し、「1億円壁」と言われる超富裕層への課税強化といった、格差等への対応をする改正項目が目立ちました。防衛費の財源確保は、法人税、所得税、ばこ税の増税で対応となりますが、施行時期の明記は避けられています。

今回は、法人にとって、ぜひ押さえておいてほしい改正に絞って解説していきます。

■法人税に関する改正ポイント

法人課税は、オープンイノベーション税制、研究開発税制の見直しを中心に、基本的には既存措置の延長・見直しが多い内容になっています。消費課税では、インボイス制度に関する見直しとして、小規模事業者に対する緩和措置が、期間限定ですが設けられます。電子帳簿関係については、制度の利用促進を図る観点から、要件の緩和が行われることになります。

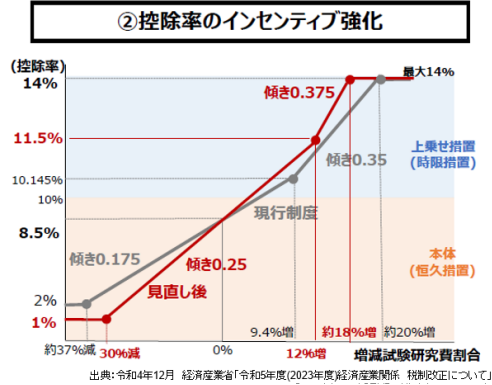
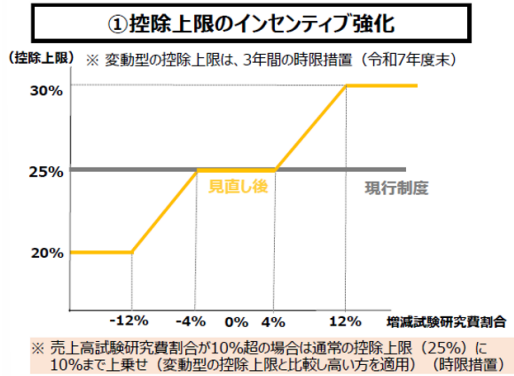
(1) 研究開発税制

試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)において、投資を増加させるインセンティブの更なる強化を目的に、一般試験研究費の額に係る税額控除制度と中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率と控除税額の上限の見直しが行われます。

また、特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を増加させ、高度な研究人材への投資を促す措置が創設されます。さらに、制度の対象となる試験研究の範囲について、サービス開発のための試験研究の見直しなども行われます。

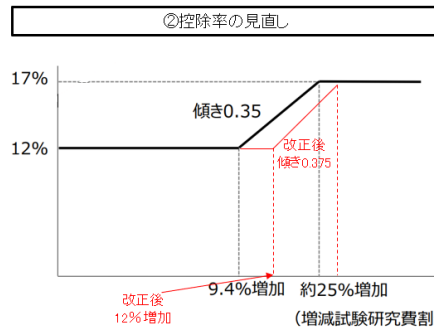
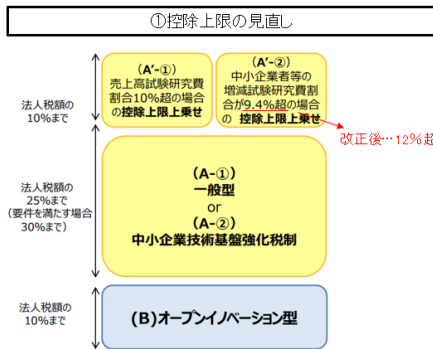
■控除上限の見直し・控除率の見直し（大企業向け：一般型）

- 増減試験研究費割合に応じて控除上限が変動する制度を導入
 - 控除率見直し（最大14%は変更無し）
 - コロナ特例による控除上限5%上乗せは廃止（令和5年3月31日までに開始する事業年度まで）
- ※増減試験研究費割合…増減試験研究費の額（当期の試験研究費の額-当期前3年の試験研究費の平均）÷当期前3年の試験研究費の平均



■控除上限の見直し・控除率の見直し（中小企業向け：中小企業技術基盤強化税制）

- 増減試験研究費割合9.4%超の場合の控除上限10%上乗せを、増減試験研究費割合12%超とする
 - 控除率見直し（最大17%は変更無し）
 - コロナ特例による控除上限5%上乗せは廃止（令和5年3月31日までに開始する事業年度まで）。
- ※増減試験研究費割合…増減試験研究費の額（当期の試験研究費の額-当期前3年の試験研究費の平均）÷当期前3年の試験研究費の平均



出典：経済産業省産業技術環境局 技術振興・大学連携推進部「研究開発税制の概要と令和3年度税制改正について」(一部改訂)

■スタートアップの定義の見直し（オープンイノベーション型）

- オープンイノベーション型における、共同研究等の対象となる研究開発型ベンチャーの定義を見直し

現行制度(約200社)

- 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業
- 研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの
 - A 認定国立大学ファンド又は研究開発法人が出資
 - B 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

見直し後(2,000社超)

※以下を満たすスタートアップに、経済産業省の証明書を交付

- 設立15年未満(設立10年以上の場合は営業赤字)
- 売上高研究開発費割合10%以上
- スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先
- 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等

■高度研究人材の活用を促す措置の創設（オープンイノベーション型）

- 「博士号取得者」及び「外部研究者」の雇用を増加する場合、人件費の20%の税額控除を認める制度を創設

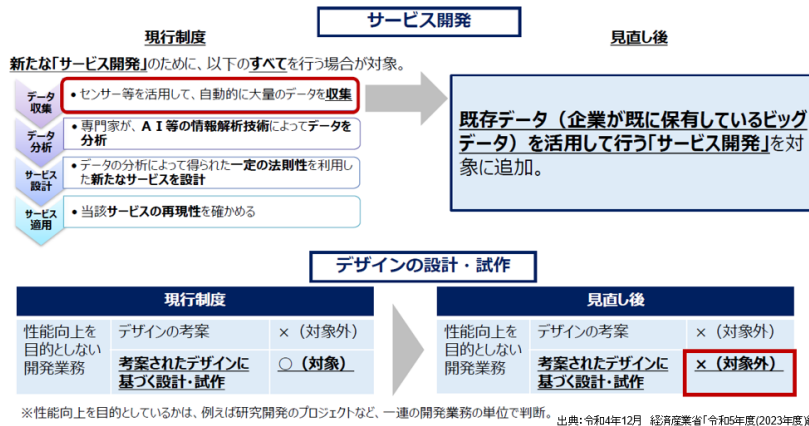
| 対象 | 相手先 | 税額控除率 |
|-----------------------|-------------|-------|
| 共同試験研究 委託試験研究 | 特別研究機関・大学等 | 30% |
| | スタートアップ等 | 25% |
| | 民間企業・技術研究組合 | 25% |
| 知的財産権の使用料 | 中小企業者 | 20% |
| 希少疾病用医薬品等に関する試験研究 | | 20% |
| 高度研究人材の活用に関する試験研究(創設) | | 20% |

- (1)及び(2)の要件を満たす場合に適用
- (1)A+Bが対前年度比3%以上増加
A:①又は②の研究者の人件費(工業化研究を除く)
①博士号を授与されて5年を経過しない者
②他の事業者で10年以上研究業務に従事した者(雇用から5年以内)
- B:試験研究を行う者の人件費
- (2)研究内容が社内外に広く公募されたもの等であること

出典：令和4年12月 経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係 税制改正について」を基に作成

■ 試験研究費の範囲の見直し（サービス開発、デザインの設計・試作）

- サービス開発・・・既存データを活用する場合も一定の要件下で税制の対象に追加
- デザインの設計・試作・・・考案されたデザインに基づく設計・試作のうち、性能向上を目的としないものは対象外とする



(2) オープンイノベーション促進税制の拡充

企業がスタートアップ企業の株式に出資した場合に、その株式の取得価額の25%を課税所得から控除できるオープンイノベーション促進税制において、現行制度では、この所得控除の対象となる株式(以下「特定株式」)は、新規に発行される株式に限られていましたが、改正により、すでに発行されている株式(既存株主から購入する株式)も対象になります。

オープンイノベーション促進税制の拡充 【大企業・中小企業】

M&Aによるスタートアップの成長促進の観点から、新規出資による株式取得だけでなく、**発行済株式の取得についても税制措置の対象**となります。また、現行制度の一部要件が見直されます。

| | 現行制度 | 改正による拡充部分 |
|------------------|---|--|
| 税制の趣旨 | スタートアップへのニューマネー出資の促進 | M&Aによるスタートアップの成長促進 |
| 税制措置対象となる法人 | スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す株式会社、CVC等 | |
| スタートアップ企業の要件 | 設立10年未満、売上高に占める研究開発費割合が10%以上の赤字会社は設立15年未満、未上場 等 | |
| 対象株式 | 現金出資による新規発行株式 改正後：既に議決権の過半数を有している場合を除外する等、一部の要件見直し | 発行済株式の購入による取得(50%超の取得時) |
| 保有見込・事業継続期間 | 3年 | 5年 |
| 損金算入 | 株式取得価額の25%を所得控除(損金算入) | |
| 益金算入 | 3年以内に処分等の一定の事由が生じた場合は益金算入 4年目以降については、特段の制限無し | 5年経過した場合は益金算入 5年以内に一定の要件を満たした場合、5年経過時の益金算入が不要、6年目以降も繰延効果継続 6年目以降、一定の事由が生じた場合は、益金算入 |
| 株式取得下限額 | 1件あたり1億円以上(対象企業が中小企業・・・1,000万円以上、海外法人・・・一律5億円以上) | 1件あたり5億円以上(内国法人に限定) |
| 損金算入上限額(株式取得額換算) | 25億円/件(100億円)→改正後：12.5億円/件(50億円) 一事業年度内あたり125億円まで(年間500億円まで) | 50億円/件(200億円) |

(3) DX投資促進税制の延長

デジタル人材の育成・確保に取り組むと共に、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み込むことを後押しするため、DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の要件を見直した上で、適用期限が2年延長されます。

【制度概要】

産業競争力強化法における事業適応計画の認定を受けた計画に基づくDXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、特別償却30%又は税額控除3%(一定の場合は5%)を認める措置。

| 現行制度 | | 改正内容 | | 税額控除の内容 | | | |
|------|------------------|---|--|--------------------|--------------------|--------------------|------|
| 認定要件 | デジタル(D)要件 | ① データ連携 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサ等を利用して新たに取得するデータと内部データを合わせて連携すること) | ① データ連携 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサ等を利用して新たに取得するデータと内部データを合わせて連携すること) | 対象設備 | ソフトウェア | 3% | 特別償却 |
| | 企業変革(X)要件 | ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得(レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保) | ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得(レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、 デジタル人材の育成・確保) | | 経建資産 ¹⁾ | 30% | |
| | | ① 生産性向上又は売上上昇が見込まれる ・ ROAが2014-2018年平均から1.5%ポイント向上 ・ 売上高伸び率 ²⁾ が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント ② 計画期間内で、商品の製造原価が8.8%以上削減されること等 ③ 全社の意思決定に基づくもの(取締役会等の決議文書添付等) | ① 10%以上増加 ・ 全社レベルでの売上上昇が見込まれる ・ 海外売上高比率が一定割合以上 ・ 成長性の高い海外市場の獲得を図ること ② 全社の意思決定に基づくもの(取締役会等の決議文書添付等) | 器具備品 ²⁾ | 5% ³⁾ | 機械装置 ²⁾ | |

※ 投資額下限：国内の売上高比0.1%以上
※ 投資額上限：300億円
(300億円を上回る投資は300億円まで)
※ 税額控除上限：1カーポニユートラル投資促進税制と合わせて当期法人税額の20%まで

1) クラウドシステムの移行に係る初期費用をいう
2) ソフトウェア・経建資産と連携して使用されるものに限る
3) グループ外の他法人ともデータ連携する場合

出典：令和4年12月 経済産業省「令和5年度(2023年度)経済産業関係 税制改正について」・「産業競争力強化法における事業適応計画について」

(4) 適用期限の延長等

①中小企業者等の法人税の軽減税率の特例適用期限を2年延長

中小企業者等(期末資本金の額が1億円以下の一定の企業)の所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本来は19%)が、2年間延長され、2025年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

②中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しを行った上で、適用期限を2年延長

中小企業における生産性向上等を図るため、中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に特別償却30%又は税額控除7%(資本金3,000万円以下の者に限る)の適用が行える中小企業投資促進税制は、対象資産の見直しを行った上で、2年延長されます。

③中小企業経営強化税制について、対象設備を見直した上で、適用期限を2年延長

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資を行った場合に即時償却又は税額控除10%(資本金3,000万円超の者は7%)の適用が行える中小企業経営強化税制が2年延長されます。

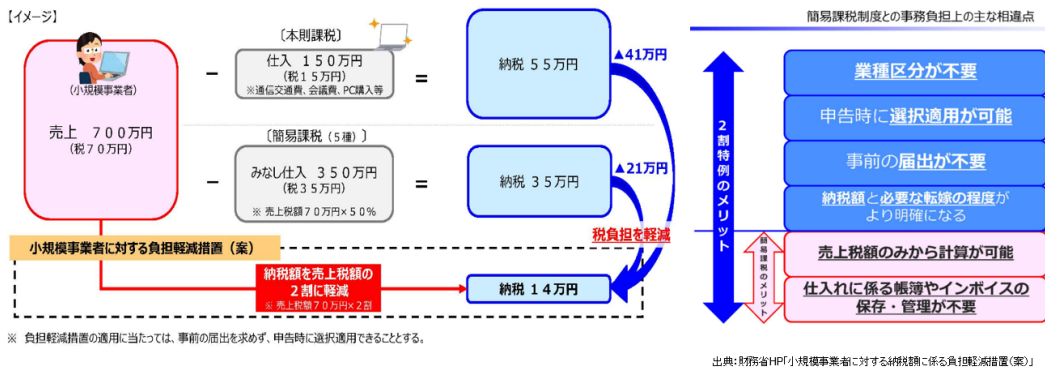
④特定の資産の買い換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しを行った上で、適用期限を3年延長

■消費税に関する改正ポイント

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者の仕入税額控除の特例

免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことで課税事業者になる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割(2割特例)とすることができるようになります。

※2割特例の選択は、申告書への付記のみで適用が受けられます



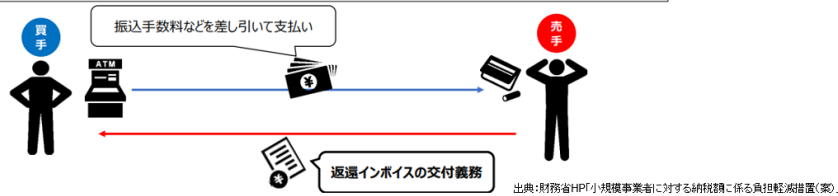
(2) 少額取引に係る事務負担の軽減

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和1年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認められます。

(3) 適格返還請求書の交付に係る事務負担の軽減

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます。

- インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなる。**
 - この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。
- ※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。
- 【見直し案】**
- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。



■電子帳簿保存制度に関する改正ポイント

- 1) 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる電子帳簿の範囲が明確化されます。
- 2) スキャナ保存制度について、スキャナ読込された資料の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件と、記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止し、相互関連性要件が重要書類に限定されます。
- 3) 電子取引データ保存の見直し
 1. 現行の宥恕措置は、令和5年12月31日の期限をもって廃止し、令和6年1月1日からは新しい猶予措置に改組されることになります。次に該当する場合には、保存要件にかかわらず電子データでの保存が可能となります。
 - ① 納税地等の所轄税務署長が、保存要件による保存ができなかったことについて、「相当の理由」があると認める場合
 - ② 質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求め及び出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る)の提示又は提出の求めに応じる場合
 2. 質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置の対象者が拡大されます。
 - ① 判定期間の売上が5,000万円以下(現行：1,000万円以下)である保存義務者
 - ② 出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

電子取引に係るデータ保存制度のまとめ

| 区分 | | 電子取引保存の原則 | 新しい猶予措置(相当な理由) | 判定期間の売上高5千万円以下 | すべての事業者 |
|--------|-----------------|-----------|---|----------------|--|
| 保存要件 | | | | | |
| まとめ | | 保存要件全てが必要 | 保存要件の全てが不要 | 検索要件が不要 | 検索要件が不要 |
| 真実性の確保 | 改ざん防止措置 | 要 | 不要 | 要 | 要 |
| 可視性の確保 | ①システム書類の備付け(※1) | — | — | — | — |
| | ②見読可能装置の備付け | 要 | 不要 | 要 | 要 |
| | ③検索機能の確保 | 要 | 不要 | 不要 | 不要 |
| その他の要件 | | — | ・ダウンロードの求めに応じる ・出力書面の提示提出の求めに応じる(※2) | ・ダウンロードの求めに応じる | ・ダウンロードの求めに応じる ・出力書面の提示提出の求めに応じる(整理要※3) |

※1 自社開発システムの場合の要件であるため、実質的な負担はないものとして「—」を表示している。

※2 整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。

※3 整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。

本記事は、アクタス税理士法人より掲載許可をいただき、同ホームページにて公開されている記事を転載したものです。

コラムに関するご質問は受付しておりません。予めご了承ください。

なお、アクタス税理士法人に関する情報は、本ページの最後にてご確認ください。